

## 阿南市が発注する物品購入、業務委託等の契約の入札参加者注意事項

令和5年4月1日

### (目的)

第1 阿南市が発注する物品購入、業務委託等の契約（建設工事の請負契約・建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等の契約を除く。）に係る指名競争入札を行う場合において、入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、阿南市契約規則（平成24年阿南市規則第7号）その他の法令を遵守するほか、この注意事項の定めによるものとする。

### (入札に関する留意事項)

第2 入札参加者は、仕様書、特記事項、業務説明書等（以下「仕様書等」という。）の必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。ただし、仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

入札書記載金額は、特に指示のない限り、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

- 2 入札開始時刻に遅刻した入札参加者及び入札執行者の指示（本人確認書類の提示等の指示）に従わない入札参加者は、当該入札に参加することができない。
- 3 入札参加者が、代理人（入札参加者により完成された入札書を提出する使用者は含まない。）をして入札させるときは、委任者の記名押印のある委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。（入札に参加する資格の審査申請書の提出期間内において権限を委任（以下「年間委任」という。）された者は委任状を提出済とする。）
- 4 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札書は原則として市所定の書式により作成し封入の上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。
- 6 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後（郵送入札にあつては、一旦到着した後）は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 7 開札の結果、落札者がいないときは、1回を限度として再度の入札をおこなう。
- 8 最終入札の結果、落札者がいない場合で随意契約に切り替えることが可能であるときは、最低価格入札者から2回を限度として見積書を徴取する。
- 9 第6の各号により入札が無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

### (入札の辞退)

第3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前 入札辞退届を市長に提出する。

【直接持参又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）】

(2) 入札執行中 入札辞退届、又はその旨を明記した入札書を入札執行者に提出するものとする。

(3) 入札執行以後 入札不参加理由書を求められた場合は、市長に提出するものとする。

(4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

### (公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札のとりやめ等)

第5 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

2 天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札が無効となる事項)

第6 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の数字をもって価格を表示しない入札
- (3) 記名のない入札
- (4) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日(日付)を誤り又はその記載のない入札
- (5) 同一の入札において同一人がした2通以上の入札
- (6) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を提出しない代理人がした入札又は代理人の表示のない入札
- (8) 同時に複数の入札を執行する場合、間違っって他の入札箱に投入した入札
- (9) 再度入札において、前回入札の最低の入札金額(未落札価格)以上でした入札
- (10) 再度入札において、再と記入のない入札
- (11) 入札に関し、連合等の不正の行為のあった者のした入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高(収入の場合)又は最低(支出の場合)の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をなした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(契約書の提出)

第8 落札者は、市所定の契約書に記名押印し、落札決定の日から起算して7日以内(阿南市の休日を含めない。)に契約書を市長に提出しなければならない。